

2015年6月16日

各位

会社名 朝日インテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮田 昌彦  
(東証第二部・名証第二部 コード番号:7747)  
問合せ先 経営戦略室長 伊藤 瑞穂  
(TEL.052-768-1211)

### 自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、2015年5月15日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2015年5月18日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが2015年6月15日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けの終了を以って、2015年5月15日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

#### I. 本公開買付けの結果について

##### 1. 買付け等の概要

###### (1) 公開買付者の名称及び所在地

朝日インテック株式会社 愛知県名古屋市守山区脇田町1703番地

###### (2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

###### (3) 買付け等の期間

2015年5月18日（月曜日）から2015年6月15日（月曜日）まで（21営業日）

###### (4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、6,600円

###### (5) 決済の方法

###### ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

###### ② 決済の開始日

2015年7月7日（火曜日）

###### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額の全てが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の第2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

## 2. 買付け等の結果

### (1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	455,000 株	-株	459,000 株	455,000 株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数が買付予定数(455,000株)を超えたため、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の22の2第2項において準用する同法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株式数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株式数は各応募株券等の数を上限とします。)

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

朝日インテック株式会社	愛知県名古屋市守山区脇田町1703番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号

II. 自己株式の取得終了について

1. 自己株式の取得の内容

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 取得した株式の種類 | 普通株式   |
| (2) 取得した株式の総数 | 455,000株<br>(注) 発行済株式総数に対する割合1.42%(小数点以下第三位を四捨五入)            |
| (3) 取得価額の総額   | 3,003,000,000円<br>(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。 |
| (4) 取得した期間    | 2015年5月18日(月曜日)から2015年6月15日(月曜日)まで                           |
| (5) 取得方法      | 公開買付けの方法による  |

なお、本公開買付けの終了を以って、2015年5月15日開催の取締役会の決議による会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する2015年5月15日開催の取締役会における決議内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式  |
| (2) 取得する株式の総数 | 455,100株(上限)<br>(注) 発行済株式総数に対する割合1.42%(小数点以下第三位を四捨五入) |
| (3) 取得価額の総額   | 3,003,660,000円(上限)                                    |
| (4) 取得する期間    | 2015年5月18日から2015年7月17日まで                              |
| (5) 取得方法      | 公開買付けの方法による   |

III. その他

当社が2015年5月15日に公表した「株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ」とおり、当社は、2015年8月1日を効力発生日として1株につき2株の割合をもって株式の分割(以下「本株式分割」といいます。)を行うことを決議いたしました。なお、本株式分割の基準日及び効力発生日は、いずれも本公開買付けにおける買付け等の期間及び本公開買付けの決済の開始日より後に到来するため、本書面中の当社株式の数及び買付け等の価格に関する記載については、全て、本株式分割前の株式数を前提とした内容としております。

以上